

特定マンション（長寿命化工事マンション） 固定資産税減額制度のご案内

以下の減額要件を満たしたマンションにかかる固定資産税（家屋分）は、申告をすると翌年度分の2分の1が減額されます。減額は各戸ごとに行われますが、複数戸をまとめて申告いただけます。（各戸の居住用床面積が100㎡を越える場合、100㎡分が減額対象です。都市計画税は減額されません。）

1. 減額要件【お問合せ先：住宅課 住宅政策班 TEL：042-769-9817】

申告に際して、減額要件を満たしていることを確認します。

(1) 減額要件	減額要件として、以下の①～⑤を全て満たして申告する必要があります。 ①下記の「(2)対象工事」を令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施していること ②下記の「(2)対象工事」が、過去にも実施されたことがあること ※2以上の工事に分けて実施された場合も含まれます ③戸数が10戸以上あること ④新築された日から20年以上経過していること ⑤令和3年9月1日以降に管理計画の認定基準未満から認定基準以上に修繕積立金を引き上げた管理計画認定マンションであること※助言・指導等を受けたマンションについては、住宅課までお問合せください。
(2) 対象工事	対象工事は、以下の全てを含むマンション長寿命化のための大規模な修繕工事です。 ・マンションの外壁について行う修繕又は模様替え ・マンションの直接外気に開放されている廊下、バルコニー等について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替え ・マンションの屋上部分、屋根又はひさしその他これに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替え

2. 申告方法【お問合せ先：資産税課 家屋評価第1班 TEL：042-769-8224】

必要書類を資産税課に提出し、固定資産税の減額の申告をします。

(1) 申告方法	「(2)必要書類」の書類を、原則として工事完了後3か月以内に郵送又は持参してご提出ください。 提出先：相模原市 財政局 資産税課 家屋評価第1班 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 ※持参される場合は市役所第2別館2階になります。
(2) 必要書類	・特定マンション（長寿命化工事マンション）申告書 ・大規模の修繕等証明書 ・過去工事証明書 ・戸数が10戸以上あることを証する書類（平面図等） ・管理計画認定マンションに関する認定通知書の写し ・修繕積立金引上証明書 ※必要書類の発行依頼先は、「減額要件ごとの必要書類発行フロー」を御参照ください。

3. マンション長寿命化促進税制等に関する相談ダイヤル

国土交通省が、マンション長寿命化促進税制等に関する問い合わせ窓口を設けています。減額要件・必要書類の詳細については、こちらにお問合せください。

相談ダイヤル	TEL：03-5801-0858 受付時間 10：00～17：00（日祝休日、年末年始除く）
--------	---